

監査公表第 28 号（令和 3 年 2 月 26 日、県公報第 178 号登載）
警察本部関係機関定期監査結果（令和 2 年度）

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関 41 機関

(2) 監査対象期間：令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和 2 年 11 月 25 日～令和 2 年 12 月 18 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
北 九 州 市 警 察 部	令和 2 年 12 月 7 日
警 察 学 校	令和 2 年 11 月 27 日
交 通 機 動 隊	令和 2 年 11 月 27 日
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	令和 2 年 12 月 7 日
第 一 機 動 隊	令和 2 年 12 月 7 日
第 二 機 動 隊	令和 2 年 12 月 7 日
中 央 警 察 署	令和 2 年 12 月 8 日～令和 2 年 12 月 9 日
博 多 警 察 署	令和 2 年 12 月 10 日～令和 2 年 12 月 11 日
東 警 察 署	令和 2 年 12 月 10 日～令和 2 年 12 月 11 日
南 警 察 署	令和 2 年 12 月 17 日～令和 2 年 12 月 18 日
早 良 警 察 署	令和 2 年 12 月 15 日～令和 2 年 12 月 16 日
西 警 察 署	令和 2 年 12 月 8 日～令和 2 年 12 月 9 日
粕 屋 警 察 署	令和 2 年 12 月 10 日～令和 2 年 12 月 11 日
春 日 警 察 署	令和 2 年 12 月 3 日～令和 2 年 12 月 4 日
筑 紫 野 警 察 署	令和 2 年 12 月 7 日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
糸 島 警 察 署	令和2年12月15日
宗 像 警 察 署	令和2年12月16日
朝 倉 警 察 署	令和2年12月9日
博 多 臨 港 警 察 署	令和2年12月1日
福 岡 空 港 警 察 署	令和2年12月2日
小 倉 北 警 察 署	令和2年12月1日～令和2年12月2日
小 倉 南 警 察 署	令和2年12月1日～令和2年12月2日
八 幡 東 警 察 署	令和2年12月3日
八 幡 西 警 察 署	令和2年12月3日～令和2年12月4日
折 尾 警 察 署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
若 松 警 察 署	令和2年12月7日
戸 畑 警 察 署	令和2年12月4日
門 司 警 察 署	令和2年11月27日
行 橋 警 察 署	令和2年12月7日
豊 前 警 察 署	令和2年12月7日
飯 塚 警 察 署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
嘉 麻 警 察 署	令和2年12月7日
直 方 警 察 署	令和2年12月7日
田 川 警 察 署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
久 留 米 警 察 署	令和2年12月17日～令和2年12月18日
小 郡 警 察 署	令和2年12月15日
う き は 警 察 署	令和2年12月16日
筑 後 警 察 署	令和2年12月7日
八 女 警 察 署	令和2年12月8日
柳 川 警 察 署	令和2年12月7日
大 牟 田 警 察 署	令和2年12月17日～令和2年12月18日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬、賃金及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
八幡東警察署	収 入	1	職員寮に係る職員住宅貸付料について、平成31年4月1日付改定により、同月以降は改定後の月額を徴収すべきところ、警察本部総務部施設課から改定通知がなかったことから、改定前の月額を徴収し、徴収過大となっていた。
計			1 件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし